

岩手県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 107号
- 2 供用開始の区間 遠野市宮守町下鱒沢22地割11番1地先から27番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月26日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成22年2月26日から同年3月26日まで